（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第二条　特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「19から20まで」を「19、19の3、20」に、「第十九条から第二十号まで」を「第十九条、第十九条の三、第二十条」に改め、同項第三号の二中「令別表第三第二号3の3」の下に「及び19の2」を、「別表第一第三号の三」の下に「、第十九号の二」を加える。

第二条の二第一号中「（エチルベンゼン等」の下に「（令別表第三第二号3の3に掲げる物及びこれを含有する製剤その他の物に限る。）」を、「場所をいう。」の下に「以下この号において同じ。」を、「以下同じ。）」の下に「又は一・二―ジクロロプロパン洗浄・払拭業務（エチルベンゼン等（令別表第三第二号19の2に掲げる物及びこれを含有する製剤その他の物に限る。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う洗浄又は払拭の業務をいう。以下同じ。）」を加える。

第二十五条第五項第二号中「令別表第三第二号3の3」の下に「又は19の2」を加え、「又は令」を「及び令」に改める。

第二十七条第一項及び第二十八条第四号中「エチルベンゼン塗装業務」の下に「又は一・二―ジクロロプロパン洗浄・払拭業務」を加える。

第三十六条第三項及び第三十六条の二第三項中「19、19の2」を「19から19の3まで」に改める。

第三十六条の五の見出し中「エチルベンゼン有機溶剤混合物」を「特定有機溶剤混合物」に改め、同条中「令別表第三第二号3の3」の下に「又は19の2」を加え、「エチルベンゼン有機溶剤混合物」を「特定有機溶剤混合物」に改める。

第三十八条の三中「19、19の2」を「19から19の3まで」に、「第十九号、第十九号の二」を「第十九号から第十九号の三まで」に改める。

第三十八条の八中「エチルベンゼン塗装業務」の下に「又は一・二―ジクロロプロパン洗浄・払拭業務」を加え、「3の3に掲げる物又は」を「3の3若しくは19の2に掲げる物又は」に、「3の3に掲げる物を」を「3の3又は19の2に掲げる物を」に改める。

第四十一条の二（見出しを含む。）中「エチルベンゼン有機溶剤混合物」を「特定有機溶剤混合物」に改める。

別表第一中第十九号の二を第十九号の三とし、第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二　一・二―ジクロロプロパンを含有する製剤その他の物。ただし、一・二―ジクロロプロパンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

別表第一第三十七号中「エチルベンゼン」の下に「又は一・二―ジクロロプロパン」を、「第三号の三」の下に「又は第十九号の二」を加える。

別表第三㈠の項中「測定」の下に「（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）」を加え、同表中四十二の項を四十三の項とし、二十五の項から四十一の項までを一項ずつ繰り下げ、二十四の項の次に次の一項を加える。

二十五	一・二―ジクロロプロパン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一　業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三　一・二―ジクロロプロパンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（眼の痛み、発赤、せき等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 四　眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査（眼の痛み、発赤、せき等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 五　血清総ビリルビン、血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ（GPT）、ガンマ―グルタミルトランスペプチダーゼ（γ―GTP）及びアルカリホスファターゼの検査
二十四		一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、CA19―9等の血液中の腫瘍マーカーの検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査（赤血球系の血液検査及び血清間接ビリルビンの検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
二十五	一・二―ジクロロプロパン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	

別表第五中第七号の二を第七号の三とし、第七号の次に次の一号を加える。

七の二　一・二―ジクロロプロパンを含有する製剤その他の物。ただし、一・二―ジクロロプロパンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。